

【世田谷キャンパスの新入生の皆様へ】

自転車通学は有料登録制(許可条件有)です

世田谷キャンパスは、自転車安全運転講習会を受講し、許可条件に合致した学生に、自転車通学を許可しています。自転車通学は毎年度申請が必要です。自転車通学を希望する場合は、自転車安全運転講習会に参加し、申請書を受取り、許可条件を確認のうえ、必ず期間内に申請書を提出し、駐輪シールを受領してください。なお、虚偽の申請や不正が認められた場合は、登録を取り消し、自転車の乗入れを禁止します。

【自転車安全運転講習会開催日時・場所】

日にち	時 間	場 所
4 月 1 5 日 (月)	1 2 時 2 0 分～1 3 時 0 0 分	百周年記念講堂 ※飲食不可
4 月 1 6 日 (火)	1 2 時 2 0 分～1 3 時 0 0 分	
	1 6 時 2 0 分～1 7 時 0 0 分	
4 月 1 9 日 (金)	1 2 時 2 0 分～1 3 時 0 0 分	
	1 6 時 2 0 分～1 7 時 0 0 分	

※上記のいずれかに出席してください。

【申請書類受付日時・場所】

日にち	時 間	場 所
4 月 2 2 日 (月) ～ 4 月 2 6 日 (金)	8 時 3 0 分～1 6 時 3 0 分	アカデミアセンター 2 階 学生課窓口提出用ポスト

【シール交付日時・場所】

日にち	時 間	場 所
5 月 1 4 日 (火)	1 2 時 2 0 分～1 3 時 0 0 分	1 号館 1 1 3 教室
5 月 1 5 日 (水)		1 号館 2 4 3 教室
5 月 1 6 日 (木)		1 号館 3 1 3 教室

※記入もれは駐輪シールを交付しません。

●自転車の登録申請について

- 登録申請者は本人に限り、代理申請は認めません。
- 自転車は1人1台しか登録できません。
- 所定申請書を受領後、審査を行いシールを交付します。
- 登録料は、一回の登録につき500円(登録期限:毎年度3月31日まで)です。登録料は駐輪場の環境整備費並びに許可シール代とします。「自転車登録料500円」証紙をアカデミアセンター2階学生課前の証紙券売機で購入し、申請書に貼付してください。
- 登録期限は毎年度3月31日までとし、毎年度更新してください。

●許可条件

- 1 自転車事故対応の保険に加入していること。
- 2 自転車安全運転講習会を受講していること。
- 3 農大から半径1キロを超える距離に居住していること。
- 4 自宅から大学まで、直接自転車で通学すること。

※自宅から大学まで長距離の場合は学生課に問い合わせること。安全を考慮し、許可しない場合があります。

- 5 自転車防犯登録をしていること。
- 6 自転車を乗りかえた場合は、再度登録手続き(証紙500円要)を完了し、新しい許可シールを貼ってから使用すること。変更前の登録シールは返却すること。再登録手続きが済んでいない自転車は撤去処分します。また、自転車を盗難、紛失した場合は速やかに申し出て、新たに申請書を提出すること。(証紙500円要)
- 7 虚偽の申請や不正及び大学の指示に従わない場合は、登録を取消し、乗り入れを禁止します。
- 8 常に安全運転をこころがけ、近隣住民に迷惑をかけないこと。

●申請書類

・自転車登録申請書 **自転車運転講習会にて配布します。**

●駐輪場使用について

- 1 駐輪場内での事故、破損、盗難等について大学は一切責任を負いません。
- 2 駐輪場の使用時間については、午前7時から午後11時までとします。乗ってきた自転車はその日の内に乗って帰り、放置することがないようにしてください。なお、放置されているとみなした自転車は撤去・処分の対象となります。
- 3 大学指定の駐輪場以外には駐輪しないでください。大学指定駐輪場以外に駐輪した自転車は、放置とみなし撤去・処分します。キャンパス内は駐輪場以外、自転車の乗入れは禁止です。

《注意》

自転車の未登録、駐輪場以外への不法駐輪は、東京都の条例、法的にも禁止されています。
ルールを守り、農大生として自覚のある学生生活を送るよう心掛けてください。

※日時、場所は変更することがありますので、掲示板、学生ポータルを確認してください。

東京農業大学 1 km 圏内

